



# 住居確保給付金のしおり (転居費用補助)

申請者と同一の世帯に属する方の死亡、または申請者もしくは申請者と同一の世帯に属する方の離職、休業等により、申請者および申請者と同一の世帯に属する方の収入の合計額（以下「世帯収入額」という。）が著しく減少し、経済的に困窮し、住居を喪失またはそのおそれのある方に、転居費用相当分の給付金（限度額あり）を支給することで、家計の改善に向けた支援を行います。

- 1 住居確保給付金の申請から支給まで ……………1ページ
- 2 住居確保給付金を受給するための要件 ……3ページ
- 3 収入基準額・資産要件 ……………5ページ
- 4 支給額・支給対象経費・支給方法 ……………6ページ
- 5 住居確保給付金の申請に必要なもの ……………7ページ
- 6 転居後に提出するもの ……………9ページ
- 7 支給額の変更・再支給 ……………9ページ
- 8 住居確保給付金を返還いただく場合 ……………10ページ
- 9 お問い合わせ先・その他 ……………11ページ

# 1. 住居確保給付金の申請から支給まで

- ① 「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」（以下「さーくる」という。）に相談

※さーくるについては11ページ参照

- ② さーくるで家計改善支援を受ける

家計改善支援において、家計改善のために転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められることが支給要件の一つとなっています。

- ③ 住居確保給付金要転居証明書（第5号様式）の交付

転居が必要と認められた方に対し、さーくるから住居確保給付金要転居証明書（第5号様式）を交付します。

- ④ 申請書類の提出

7～8ページに記載している必要書類をさーくるに提出してください。申請書の写しと併せて「入居予定住宅に関する状況通知書（第6号様式）を交付します。

- ⑤ 入居予定住宅の不動産仲介業者等との調整

不動産仲介業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」（第6号様式）の記入および交付を受けてください。

- ⑥ 支給審査・決定

市役所地域福祉課で審査し、決定内容を申請者に通知します。

- ⑦ 初期費用の支給

- ⑧ 転居

- ⑨ 家財運搬費用等の支給

### 受給資格ありの場合

- 「住居確保給付金支給決定通知書」（第7号様式）を交付します。併せて「住居確保報告書」（第8号様式）等の書式を交付します。
- 入居している住宅の不動産仲介業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書」（第7号様式）の写しを提出してください。
- 住居確保給付金は原則、船橋市から不動産仲介業者等の口座へ直接振り込みます。

### 受給資格なしの場合

- 「住居確保給付金不支給通知書」（第10号様式）を交付します。入居予定住宅の不動産仲介業者等に住居確保給付金が不支給となったことを連絡してください。

## 2. 住居確保給付金を受給するための要件

### ①基本要件

申請者と同一の世帯に属する方の死亡、または申請者もしくは申請者と同一の世帯に属する方の離職、休業等により、世帯収入額が著しく減少し、経済的に困窮し、住居を喪失またはそのおそれのある方。

### ②収入減少期間要件

申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内である。

### ③生計維持要件

申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している。

### ④収入要件

※収入基準額については5ページ参照

申請日の属する月における世帯収入額が収入基準額以下である。

- ・ 給与の場合：交通費を除いた総支給額。
- ・ 自営業の場合：経費を差し引いた後の額。
- ・ 定期的に支給される雇用保険の失業等給付、公的年金を含む。児童扶養手当等各種手当、奨学金等の特定の目的のために支給される手当・給付は除く。

### ⑤資産要件

※資産要件については5ページ参照

申請日における申請者および申請者と同一の世帯に属する方の所有する金融資産※の合計額が所定の額を超えていない。

※金融資産とは預貯金、現金、債券、株式、投資信託等をいう。

## ⑥家計改善に関する要件

家計改善支援事業における家計に関する相談支援において、家計の改善のために次の(1)または(2)のいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められる。

(1)転居に伴い家賃額が減少し（持ち家からの転居や住居を持たない場合であって、その居住の維持または確保に要する費用よりも転居後の家賃額が減少する場合を含む。）、家計全体の支出の削減が見込まれる。

(2)転居に伴い家賃額が増加する（持ち家からの転居や住居を持たない場合であって、その居住の維持または確保に要する費用よりも転居後の家賃額が増加する場合を含む。）が、転居に伴うその他の支出の削減により、家計全体の支出の削減が見込まれる。

## ⑦類似給付の受給に関する調整規定

自治体等が実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を申請者および申請者と同一の世帯に属する方が受けていない。

## ⑧その他

申請者および申請者と同一の世帯に属する方のいずれもが暴力団員でない。

### 3. 収入基準額・資産要件

#### ①収入基準額

※世帯人数が6人以上の方は12ページ参照

収入基準額とは、基準額に実家賃額を合算した額。

世帯人数	収入基準額 【実家賃額＋基準額】	上限
単身	実家賃額（上限43,000円） ＋84,000円	127,000円
2人	実家賃額（上限52,000円） ＋130,000円	182,000円
3人	実家賃額（上限56,000円） ＋172,000円	228,000円
4人	実家賃額（上限56,000円） ＋214,000円	270,000円
5人	実家賃額（上限56,000円） ＋255,000円	311,000円

#### ②資産要件

世帯人数	金額
単身	504,000円
2人	780,000円
3人以上	1,000,000円

## 4. 支給額・支給対象経費・支給方法

### ① 支給額

実際に転居に要する経費を、以下の支給限度額の範囲内で支給します。

世帯人数	支給限度額
単身	129,000円
2人	156,000円
3人	168,000円
4人	168,000円
5人	168,000円
6人	180,000円
7人以上	201,000円

※これによりがたい場合は特別の基準（住宅扶助の特別基準額の4倍）が支給限度額となります。

※転居先が船橋市外の場合は支給限度額が異なります。

### ② 支給対象経費

- ・ 転居先への家財の運搬費用
- ・ 転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料）
- ・ ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む。）
- ・ 鍵交換費用

※敷金、契約時に払う家賃（前家賃）、家財や設備の購入費は対象外です。

### ③ 支給方法

原則として不動産仲介業者等の口座へ振り込む代理納付。

## 5. 住居確保給付金の申請に必要なもの

① 住居確保給付金受付票

② 生活困窮者住居確保給付金支給申請書（第1号様式）

③ 住居確保給付金申請時確認書（第2号様式）

④ 本人確認書類

次のいずれかの写し（顔写真がないものは2点）

運転免許証、マイナンバーカード※、在留カード、住民基本台帳カード、パスポート、各種福祉手帳、健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本等

※マイナンバーが見えないようにして提出してください。

⑤ 申請日の属する月を起点に2年以内に世帯収入額が著しく減少したことが確認できる書類

例：離職日前後の給与明細等

⑥ 世帯収入額が著しく減少する直前に、申請者と同一の世帯に属する方が死亡、または申請者もしくは申請者と同一の世帯に属する方が離職、休業等をしたことが確認できる書類

例：離職票、雇用保険受給資格者証の写し、雇用主からの休業を命じる文書、請負契約のアポイントメントがキャンセルになったことが分かる文書の写し、死亡日が確認できる戸籍謄本等

⑦申請者および申請者と同一の世帯に属する方のうち収入がある方について、申請月の収入金額が確認できる書類の写し

例：給与明細書、預貯金通帳の記帳ページ、雇用保険受給資格者証、年金の振込通知書等の写し

⑧申請者および申請者と同一の世帯に属する方全員の預貯金通帳（ネットバンク含む）の写し、債券・株式・投資信託等の資産額が確認できる書類の写し

⑨住居確保給付金要転居証明書（第5号様式）

⑩転居先の住宅の家賃等が確認できる書類の写し

例：契約金明細書、不動産仲介業者等が発行する物件情報のチラシ等

⑪初期費用の他に転居に要する費用の見積書（転居先への家財の運搬費用、ハウスクリーニング等の現状回復費用、鍵交換費用等）

⑫⑥の書類が準備できない場合  
離職状況等に関する申立書（第3号様式）

⑬⑦の書類が準備できない場合  
・収入に関する申立書  
・自営業の方：住居確保給付金に係る収支状況表（第4号様式）

※①②③⑨⑫⑬はさーくるで配布します。

※鉛筆、シャープペンシル、消えるボールペン等で記載された書類は不備となります。

※指定する期限までに書類が揃わない場合、申請後に連絡が取れなくなった場合等は不支給となる場合があります。

## 6. 転居後に提出するもの

住宅入居日から7日以内に以下の書類をさーくるへ提出してください。

①住居確保報告書（第8号様式）

②転居先の賃貸借契約書の写し

③新住所における住民票の写し

※マイナンバーの記載がないものを提出してください。

④初期費用の他に転居に要した費用（家財運搬費用、原状回復費用等）の実際に支払った額が確認できる書類（領収書等）

※初期費用の他に転居に要した費用がない場合は提出不要です。

## 7. 支給額の変更・再支給

①支給額の変更

以下の場合、支給額の変更が可能です。

- 転居に要した支出額が支給額を上回っていた場合。

※住居確保給付金変更支給申請書（第11号様式）を提出していただく必要がありますので、さーくるへお知らせください。

※住宅扶助基準に基づく額の範囲内かつ支給対象経費であり、社会通念上妥当な範囲内の場合に限りです。

## ②再支給

住居確保給付金は原則1世帯1回の支給ですが、以下の場合は、再支給の対象となる可能性があります。

- 住居確保給付金の受給後に、受給者と同一の世帯に属する方の死亡、または受給者もしくは受給者と同一の世帯に属する方の離職、休業等（個人の責めに帰すべき理由または自己都合によるものを除く。）により世帯収入額が著しく減少した場合。

※支給が終了した月の翌月から1年が経過し、かつ支給要件を満たしている場合に限りです。

## 8. 住居確保給付金を返還いただく場合

- 転居に要した支出額が支給額を下回っていた場合、その差額を返還していただきます。
- 住居確保給付金の受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合等は、すでに支給された給付金の全額または一部を返還していただきます。

## 9. お問い合わせ先・その他

### お問い合わせ先

#### 船橋市「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」

TEL **047-495-7111**

FAX **047-435-7100**

MAIL [circle@kazenomura.jp](mailto:circle@kazenomura.jp)

H P <https://funabashi-circle.jp>

さーくるHP▼



#### 【窓口開設時間】

平日9時～17時 ※祝休日、年末年始を除く

#### 【所在地】（令和7月6月30日より）

〒273-8511

船橋市本町1-10-10 船橋商工会議所会館1階

### 総合支援資金貸付の申込みができる場合があります。

住居確保給付金受給中の方で生活費にお困りの場合、生活再建に向けた継続的な支援に同意するなど一定の要件を満たすことで、総合支援資金貸付を申し込める場合があります。詳しくは以下までお問い合わせください。

申込先：船橋市社会福祉協議会

TEL：047-431-5877

市社協HP  
▶



発行：船橋市地域福祉課

TEL：047-436-2314



市HP  
▶

## 収入基準額

世帯人数	収入基準額 【実家賃額＋基準額】	上限
单身	実家賃額（上限43,000円） ＋84,000円	127,000円
2人	実家賃額（上限52,000円） ＋130,000円	182,000円
3人	実家賃額（上限56,000円） ＋172,000円	228,000円
4人	実家賃額（上限56,000円） ＋214,000円	270,000円
5人	実家賃額（上限56,000円） ＋255,000円	311,000円
6人	実家賃額（上限60,000円） ＋297,000円	357,000円
7人	実家賃額（上限67,000円） ＋334,000円	401,000円
8人	実家賃額（上限67,000円） ＋370,000円	437,000円
9人	実家賃額（上限67,000円） ＋407,000円	474,000円
10人以上	実家賃額（上限67,000円） ＋443,000円	510,000円

## 収入要件のチェック

実家賃額（現在の家賃額）

A ① 円

家賃上限額

B ② 円

※12ページ表を参照

A・Bのうち少額のほう

D ④ 円

+

基準額

E ⑤ 円

※12ページ表を参照

||

申請月の  
世帯収入額

C ③ 円

あなたの世帯の  
収入基準額

F ⑥ 円

F ≥ Cの場合に収入要件を満たします。